

笠松交番だより



令和8年1月号
笠松交番
058(388)1431

令和8年4月1日から自転車の 交通違反に青切符を導入

自転車等に対する交通反則通告制度（※青切符）の適用

対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を
生じさせる行為、交通事故に
つながるような悪質・危険な
違反行為は取締りの対象にな
ります。

対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金
6000円

通行禁止違反



反則金
5000円

遮断踏切立入り



反則金
7000円

携帯電話の使用等

一時不停止

車道の右側通行等

※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

巡回連絡活動強化中!!

巡回連絡とは

警察官が皆様のご自宅や会社等を訪問し、警察へのご要望
をお聞きしたり、身近で発生する犯罪の予防や事故の防止に
役立つ情報をお知らせする活動です。

皆様のご理解とご協力を
お願い致します。



巡回連絡カードとは

皆様からお聞きした、家族構成、緊急連絡先、
警察へのご要望などを記載し、火災や地震、外
出先のご家族が事件・事故に遭われたときなど、
非常時の連絡などに役立てるものです。

お預かりしたカードは厳重に保管し、他人に
内容を知られることはございません。

岐阜県警察・岐阜羽島警察署では、インターネット上でも防犯情報をはじめと
したさまざまな情報発信をおこなっていますので、ぜひご活用ください。



岐阜県警察防犯アプリ

検索



岐阜羽島警察署

検索